国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号イ(1)(ｲ)b中「児童福祉法第十八条の四に規定する保育士」を「保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にあるⅰ、ⅱ若しくはⅳに規定する施設、ⅱに規定する事業を行う場所又はⅴに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」に改める。

第二　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

第九の九の(7)のイ中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第三　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の注8中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の(1)において同じ。）」を加える。

別表第2の6の注1中「保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加え、同6の注3の(1)中「若しくは保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。8の3において同じ。）」を「従事する保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

別表第3の5の注3の(1)中「第71条」を「第66条」と改め、「保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第四　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の注3の(1)中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

別表第2の3の注1中「保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を、同3の注3の(1)中「若しくは保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を「従事する保育士」の下に「（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第五　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号ハ中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある㈠若しくは㈢に規定する施設又は㈡に規定する事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第六　次に掲げる告示の規定中「児童福祉法第十八条の四に規定する保育士」を「保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある㈠若しくは㈢に規定する施設又は㈡に規定する事業を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」に改める。

一　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）第一号ハ

二　指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第一号ハ

第七　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第一号ロ中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第八　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号イ及び第二号の二において同じ。）」を加える。

第十二号の二イの(ｲ)中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第十七号イ中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第二十号イ中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第九　厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一号ロの表上欄(1)中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

第三号ロの表上欄(1)中「保育士」の下に「（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

○厚生労働省告示第三百五十八号

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第六条において準用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の九第一号の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者を次のように定め、平成二十七年九月一日から適用する。

平成二十七年八月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に一年以上在学している者であって、年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

二　学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者